

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>制定：平成28年12月19日<br/>                     改正：平成29年12月20日<br/>                     改正：令和2年3月30日<br/>                     改正：令和2年12月22日<br/>                     改正：令和4年3月22日<br/>                     改正：令和4年7月25日<br/>                     改正：令和5年3月10日<br/>                     改正：令和5年4月10日<br/> <u>改正：令和6年4月5日</u></p>  | <p>制定：平成28年12月19日<br/>                     改正：平成29年12月20日<br/>                     改正：令和2年3月30日<br/>                     改正：令和2年12月22日<br/>                     改正：令和4年3月22日<br/>                     改正：令和4年7月25日<br/>                     改正：令和5年3月10日<br/>                     改正：令和5年4月10日</p>   |
| <p>（通則）<br/>                     第1条 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、<u>20240311財福第1号</u>。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。</p> | <p>（通則）<br/>                     第1条 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3条</p> <p>(略)</p> <p>5 補助事業者は、<u>令和8年3月31日</u>までに補助事業を完了するものとする。ただし、当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第12条の規定に基づく様式第10の事故報告書を事務局に提出し、事務局が特に認める場合に限り、<u>令和9年3月31日</u>を限度として補助事業の完了の日とすることができる。</p>  | <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3条</p> <p>(略)</p> <p>5 補助事業者は<u>令和7年3月31日</u>までに補助事業を完了するものとする。ただし、当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第12条の規定に基づく様式第10の事故報告書を事務局に提出し、事務局が特に認める場合に限り、<u>令和8年3月31日</u>を限度として補助事業の完了の日とすることができる。</p>                         |
| <p>(交付の申請)</p> <p>第4条</p> <p>(略)</p> <p>2 補助事業者が前項の規定による申請書を提出できない場合は、事務局はその理由を事前に確認した上で、期限について猶予することができる。ただし、<u>令和7年3月31日</u>を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 事務局が採択し経済産業省及び基金設置法人が承認した事業者のうち、補助金の交付申請を行わない事業者は、ただちに様式第4による補助金辞退届けを事務局に提出しなければならない。</p> <p><u>6 期限までに交付申請を行わない事業者（適切な申請書が提出されない場合を含む）又は前項の補助金辞退届けを事業者が提出しない場合、事務局は補助金を辞退したものと見なす。</u></p> | <p>(交付の申請)</p> <p>第4条</p> <p>(略)</p> <p>2 補助事業者が前項の規定による申請書を提出できない場合は、事務局はその理由を事前に確認した上で、期限について猶予することができる。ただし、<u>令和6年3月31日</u>を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 事務局が採択し経済産業省及び基金設置法人が承認した事業者のうち、補助金の交付申請を行わない事業者は、ただちに様式第4による補助金辞退届けを事務局に提出しなければならない。</p> |
| <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年4月10日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部を改正する要領（20230309財福第1号）の施行の日（令和5年3月22日）から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月5日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部</u></p>  | <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年4月10日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部を改正する要領（20230309財福第1号）の施行の日（令和5年3月22日）から施行する。</p>   |

を改正する要領（20240311財福第1号）の施行の日（令和6年3月28日）から施行する。

別表4

| 補助率<br>(注1)  | 区分  |                | 補助率   |               |
|--|---|----------------|-------|---------------|
|  | (略)   | (略)            | (略)   |               |
|  | 1 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域（注2）、 <u>認定特定帰還居住区域</u> に該当する区域を除く。）（注3） | 大企業            | 3/4以内 | 中小企業          |
| 2 避難指示解除区域（避難指示解除後 <u>5</u> 年以内）、認定特定復興再生拠点区域、 <u>認定特定帰還居住区域</u> | 大企業   | 2/3以内          | 中小企業  | 3/4以内         |
| 3 上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村、 <u>飯館村</u> ）（注4）         | 大企業   | <u>2/5</u> 以内  | 中小企業  | <u>3/5</u> 以内 |
|  | 大企業   | <u>3/10</u> 以内 | 中小企業  | <u>1/2</u> 以内 |
| 4 上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等（田村市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村）（注4）                | 大企業   | <u>3/10</u> 以内 | 中小企業  | <u>1/2</u> 以内 |

(略)

(注4) 公募開始時点において、造成中または計画中的下記の団地に立地する場合には、下記の補助率を適用する。

- ・ 小高フロンティアパーク、小高飯崎、浪江町棚塩RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯館小宮、飯館深谷（大企業1/2以内、中小企業2/3以内）
- ・ 檜葉波倉（大企業2/5以内、中小企業3/5以内）

別表4

| 補助率<br>(注1)  | 区分  |               | 補助率   |               |
|--|---|---------------|-------|---------------|
|  | (略)                                       | (略)           | (略)   |               |
|  | 1 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域（注2）に該当する区域を除く。）（注3） | 大企業           | 3/4以内 | 中小企業          |
| 2 避難指示解除区域（避難指示解除後 <u>4</u> 年以内）、認定特定復興再生拠点区域                  | 大企業                                       | 2/3以内         | 中小企業  | 3/4以内         |
| 3 上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村）                        | 大企業                                       | <u>1/2</u> 以内 | 中小企業  | <u>2/3</u> 以内 |
|  | 大企業                                       | <u>2/5</u> 以内 | 中小企業  | <u>3/5</u> 以内 |
| 4 上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等（田村市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村、 <u>飯館村</u> ）（注4） | 大企業                                       | <u>2/5</u> 以内 | 中小企業  | <u>3/5</u> 以内 |

(略)

(注4) 公募開始時点において、造成中または計画中的下記の団地に立地する場合には、下記の補助率を適用する。

- ・ 田村東部産業団地（大企業1/2以内、中小企業2/3以内）

(様式第2)

(略)

4. 補助事業者の概要

会社概要

(略)

| 経営の状況    | 令和●年度の<br>決算額 | 令和●年度の<br>決算額 | 令和●年度の<br>決算額 | 令和●年度の<br>決算額<br>(見込み) |
|----------|---------------|---------------|---------------|------------------------|
| 売上高      | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 営業利益     | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 経常利益     | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 当期純利益    | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 課税所得金額※3 | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 純資産      |               |               | 千円            | 千円                     |

(略)

※2 中小企業の判断については、次ページの中小企業の定義について再度確認のこと

※3 課税所得金額は、確定している(申告済みの)直近3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額を法人税申告書の別表四「所得額又は欠損金額」により記載すること。

福島県内の現行工場・店舗等の状況

(略)

- ・ 役員の総数の2分の1以上を大企業(みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の役員又は職員が兼ねている法人
- ・ 確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額の年平均額が15億円を超えている法人

5. 補助要件確認

(様式第2)

(略)

4. 補助事業者の概要

会社概要

(略)

| 経営の状況 | 令和●年度の<br>決算額 | 令和●年度の<br>決算額 | 令和●年度の<br>決算額 | 令和●年度の<br>決算額<br>(見込み) |
|-------|---------------|---------------|---------------|------------------------|
| 売上高   | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 営業利益  | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 経常利益  | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 当期純利益 | 千円            | 千円            | 千円            | 千円                     |
| 純資産   |               |               | 千円            | 千円                     |

(略)

※2 中小企業の判断については、次ページの中小企業の定義について再度確認のこと

福島県内の現行工場・店舗等の状況

(略)

- ・ 役員の総数の2分の1以上を大企業(みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の役員又は職員が兼ねている法人

5. 補助要件確認

|                       |        |   |   |
|-----------------------|--------|---|---|
| (略)                   | (略)    |   |   |
| 補助対象地域区分<br>(公募開始日現在) | 該当地域に○ | 1 | 避難指示区域(認定特定復興再生拠点区域、 <u>特定認定帰還居住区域</u> に該当する区域を除く。)                   |
|                       |        | 2 | 避難指示解除区域(解除から5年以内)/認定特定復興再生拠点区域、 <u>認定特定帰還居住区域</u>                    |
|                       |        | 3 | 上欄の2に該当しない避難指示解除区域等(南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村、 <u>飯館村</u> )                    |
|                       |        | 4 | 上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等(田村市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村)                           |
|                       |        | 5 | <u>小高フロンティアパーク、小高飯崎、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯館小宮、飯館深谷</u> |
|                       |        | 6 | <u>楡葉波倉</u>   |
| (略)                   |        |   |   |

|                       |        |   |  |
|-----------------------|--------|---|--|
| (略)                   | (略)    |   |  |
| 補助対象地域区分<br>(公募開始日現在) | 該当地域に○ | 1 | 避難指示区域(認定特定復興再生拠点区域に該当する区域を除く。)                          |
|                       |        | 2 | 避難指示解除区域(解除から5年以内)/認定特定復興再生拠点区域                          |
|                       |        | 3 | 上欄の2に該当しない避難指示解除区域等(南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村)                    |
|                       |        | 4 | 上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等(田村市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、 <u>飯館村</u> ) |
|                       |        | 5 | <u>田村東部産業団地</u>  |
| (略)                   |        |   |  |

(様式第3)

令和 年 月 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所  
氏名 法人の名称  
及び代表者の役職・氏名 印(省略可)

【受付番号 -           】

(共同申請の場合は、上記項目を申請者ごとに記載)

暴力団排除に関する誓約事項

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援

(様式第3)

令和 年 月 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所  
氏名 法人の名称  
及び代表者の役職・氏名 印(省略可)

【受付番号 -           】

(共同申請の場合は、上記項目を申請者ごとに記載)

暴力団排除に関する誓約事項

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事

|  |   |
|--|---|
| <p>事業) 交付規程 (平成28年12月19日制定。平成29年12月20日、令和2年3月30日、令和2年12月22日、令和4年3月22日、令和4年7月25日、令和5年3月10日、令和5年4月10日、<u>令和6年4月5日改正</u>。以下「交付規程」という。) 第29条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(略)</p>   | <p>業) 交付規程 (平成28年12月19日制定。平成29年12月20日、令和2年3月30日、令和2年12月22日、令和4年3月22日、令和4年7月25日、令和5年3月10日、令和5年4月10日改正。以下「交付規程」という。) 第29条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(略)</p>   |
| <p>(様式第5)</p> <p style="text-align: right;">番 号<br/>令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付決定通知書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) については、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付規程 (平成28年12月19日制定。平成29年12月20日、令和2年3月30日、令和2年12月22日、令和4年3月22日、令和4年7月25日、令和5年3月10日、令和5年4月10日、<u>令和6年4月5日改正</u>。以下「交付規程」という。) 第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業交付要綱 (制定: 20160607財地第1号、改正: 20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業</p> | <p>(様式第5)</p> <p style="text-align: right;">番 号<br/>令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付決定通知書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) については、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付規程 (平成28年12月19日制定。平成29年12月20日、令和2年3月30日、令和2年12月22日、令和4年3月22日、令和4年7月25日、令和5年3月10日、令和5年4月10日改正。以下「交付規程」という。) 第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業交付要綱 (20160607財地第1号、20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領 (制定:</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、<u>20240311財福第1号</u>。以下「実施要領」という。）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>  | <p>20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号。以下「実施要領」という。）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>   |
| <p>(様式第12)</p> <p style="text-align: right;">番 号<br/>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）実績報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程（平成28年12月19日制定。平成29年12月20日、令和2年3月30日、令和2年12月22日、令和4年3月22日、令和4年7月25日、令和5年3月10日、令和5年4月10日、<u>令和6年4月5日</u>改正。以下「交付規程」という。）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p>(様式第12)</p> <p style="text-align: right;">番 号<br/>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）実績報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程（平成28年12月19日制定。平成29年12月20日、令和2年3月30日、令和2年12月22日、令和4年3月22日、令和4年7月25日、令和5年3月10日、令和5年4月10日改正。以下「交付規程」という。）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

以 上